

悪臭に関する規制

工場・事業場などから発生する悪臭について、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）により、地域区分に応じて一定の規制基準が定められています。

所沢市では、平成18年10月1日からは、これまでの特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など22種類）の濃度による規制から**臭気指数**（人の嗅覚を用いた測定方法）による規制へ改正し、多種多様な臭気問題の解決に努めています。

1. 規制の体系

- ◆ 規制地域 : 所沢市内 全域
- ◆ 規制対象 : **全ての事業所（工場・事業場）** から発生する悪臭が対象です。
※ 一般家庭・自動車・建設工事等から発生する悪臭は、**規制対象外**です。
- ◆ 規制基準

	区 分	規 制 基 準
第1号 規制基準 【敷地境界線】	A 区域 [B、C区域を除く区域]	臭気指数 15
	B 区域 [農業振興地域]	臭気指数 18
	C 区域 [工業専用地域]	臭気指数 18
第2号 規制基準 【気体排出口】	A 区域 [B、C区域を除く区域]	悪臭防止法施行規則第6条の2 に定める方法により、算出した 臭気指数又は臭気排出強度 ※ 排出口から排出された臭気が地 表に着地した時に、敷地境界線の 規制基準に適合するように大気拡 散式等を用いて事業所ごとに算出
	B 区域 [農業振興地域]	
	C 区域 [工業専用地域]	
第3号 規制基準 【排水】	A 区域 [B、C区域を除く区域]	臭気指数 31
	B 区域 [農業振興地域]	臭気指数 34
	C 区域 [工業専用地域]	臭気指数 34

2. 臭気指数について

「臭気指数」とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。

具体的には、人の嗅覚でその臭気を感じられなくなるまで無臭空気（無臭の水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）の**対数值（log [ログ]**）に10を乗じた値となります。

◆ 臭気指数の計算式

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$



所沢市イメージマスコット
トコロん

※「臭気濃度」と「臭気指数」の関係

臭気濃度【倍】	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
臭気指数	10	13	15	16	17	18	18	19	19	20

3. 臭気指数規制の長所について

- 様々な臭いが混ざり合った複合臭を評価しやすい。
- **約40万種**あるといわれる におい物質に対応できる。
- 人の嗅覚を利用するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい。

4. 罰則について

規制基準に適合せず、苦情が発生しても適切な対策をとらない場合、市長から「改善勧告」や「改善命令」が出される場合があります。

また、「改善命令」に従わない場合の罰則規定もあります。

改善命令に従わなかった場合



1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

■ 融資制度

悪臭防止対策のための施設の改善等については、各種の融資制度の活用がありますので、埼玉県や商工会議所等の担当窓口へお問い合わせください。

[例]

環境みらい資金（埼玉県 環境部 温暖化対策課 048-830-3021、
又は、所沢商工会議所 04-2922-2196（代））

問い合わせ先 所沢市 環境クリーン部 環境対策課
所沢市並木一丁目1番地の1 TEL：04-2998-9230 FAX：04-2998-9195